

令和3年広審第52号

裁 決

漁船A乗組員負傷事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

指定海難関係人 a 2

職 名 A甲板員

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史及び同官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年2月25日16時08分

島根県塩津漁港北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 15トン

全 長 21.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 502キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成30年5月に進水し、操舵室を船尾部に設けた、大型定置網漁業に従事する平甲板型FRP製漁船で、船首甲板の前部中央にネットホーラー1基、同部両舷にステンレス鋼製係船柱2本を1対とするボラード各1基を備え、左舷ボラード後方にキャプスタン及びクレーン各1基、右舷ボラード後方にキャプスタン2基を装備していた。

操舵室は、前部中央に舵輪、同部左舷にバウスラストの、同部右舷に機関の各遠隔操縦装置を備え、前面窓枠上方に乗組員への指示等伝達用のマイクロフォンを装備していた。

(2) 大型定置網漁業

Aが従事する大型定置網漁業は、塩津漁港北西方沖合に区画された免許番号定第12号（以下「12号漁区」という。）で、側張^{がわぼり}と称する骨組みに網を取り付けた大型定置網を用いて平成30年9月1日から令和5年8月31日まで操業するもので、12号漁区内には、その北側及び南側に大型定置網各1基が敷設されていた。

(3) 側張の清掃作業

側張の清掃作業（以下「清掃作業」という。）は、側張を形成するワイヤロープ（以下「ワイヤ」という。）に、Aの舷側から繰り出した直径25ミリメートル長さ17メートルの合成繊維製索（以下「主索」という。）の片端を繋ぎ^{つな}、他端をキャプスタンに巻き付けてワイヤを舷側に引揚げた後、側張が海中に引き戻されないよう、主索と直径及び長さが概ね同じ合成繊維製索（以下「補助索」とい

う。)の片端をワイヤに係止し、他端については、ボラードに数回巻き付けて甲板上にコイルした上で、舷側に配置された乗組員がワイヤ及び浮子^{あぼ}に付着した海藻等を除去するものであった。

(4) 関係人の経歴等

ア a 1 受審人

(省略)

イ a 2 指定海難関係人

(省略)

(5) 清掃作業における態勢等

a 1 受審人は、乗組員を船首、中央及び船尾の三班に分け、経験に照らして各班の合図者1人を選任し、清掃作業開始に当たり操舵室からマイクロフォンで同作業に取り掛かるよう指示し、同作業終了時には、主索及び補助索をワイヤから外したことを各班の合図者に手振りで自身に伝えさせ、ワイヤが解放されたことを確かめた後、機関を後進にかけて側張から離れていた。

平素、a 1 受審人は、乗組員に対して各作業に当たるときには、保護具を装着すること、危険を察知すれば互いに指摘し合うことなどを指導し、a 2 指定海難関係人に対しては、経験が少ないことに照らし、同人自身の安全を確保するよう指導していたほか、作業状況を見守るなどして注意を払っていた。

(6) 本件発生に至る経緯

Aは、a 1 受審人、a 2 指定海難関係人ほか8人が乗り組み、清掃作業の目的で、船首0.6メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和3年2月25日13時00分塩津漁港を発し、12号漁区に向かった。

a 1 受審人は、13時10分12号漁区に到着して同漁区内北側

の大型定置網にAの左舷側を寄せ、東方に向首して機関を中立運転とし、定置網の南辺を形成する側張の西端部から清掃作業を始めた。

a 2 指定海難関係人は、中央班に配置されて清掃作業に当たり、やがて同作業を終えたところで船首班の清掃作業が続いているのを認め、a 1 受審人に報告しないまま、左舷船首甲板に移動し、船首班に合流して清掃作業に当たった。

a 1 受審人は、機関を適宜使用し、側張沿いに東方に移動して清掃作業を続け、16時06分塩津港西防波堤灯台から320度（真方位、以下同じ。）1,120メートルの地点で、同作業を終えて側張から離れることを乗組員に命じたが、各班の合図者に対し、慣れた作業なので改めて指示するまでもないと思い、不具合が生じたら直ちに報告するよう指示しなかった。

a 2 指定海難関係人は、船首班の合図者後方で、自身の安全を確保する措置を適切に行うことなく、コイルしていた補助索の中に片足を入れて立ち、同合図者が同索を扱う様子を見ていた。

こうして、a 1 受審人は、補助索がワイヤから外れたものと見込んで機関を後進にかけたところ、同索がワイヤと浮子の間に挟まった。

このとき、船首班の合図者は、補助索がワイヤと浮子の間に挟まって外すことができないことを認めたが、直ちにa 1 受審人に報告することなく、後進すれば同索が引かれて外れるものと見込んで様子を見ていたところ、甲板上にコイルしていた補助索が引かれて勢いよく舷外に延出し、16時08分前示地点において、Aは、000度に向首し、後進行きあしが2.1ノットの対地速力となったとき、同索が、a 2 指定海難関係人の左足に絡まり、ボラードに引き寄せ、左足を締め付けた。

当時、天候は曇りで風力3の東北東風が吹き、海上は穏やかであった。

その結果、a2指定海難関係人は、2か月の加療を要する左足関節外傷性切断等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗組員負傷は、塩津漁港北西方沖合において、機関を後進にかけて側張から離れる際、乗組員の安全を確保する措置が不適切で、補助索が、乗組員の左足に絡まり、ボラードに引き寄せて左足を締め付けたことによって発生したものである。

乗組員の安全を確保する措置が適切でなかったのは、船長が、清掃作業を終えて側張から離れる際、各班の合図者に対し、不具合が生じたら直ちに報告するよう指示しなかったこと、甲板員が、船長に報告しないまま船首班に合流したばかりか、船首班の合図者が補助索を扱う様子を見る際、自身の安全を確保する措置を適切に行うことなく、コイルしていた同索の中に片足を入れて立っていたこと及び船首班の合図者が、補助索がワイヤと浮子の間に挟まって外すことができなかつた際、直ちに船長に報告しなかったことによるものである。

a1受審人は、塩津漁港北西方沖合において、清掃作業を終え、機関を後進にかけて側張から離れる場合、不具合が生じた際に速やかに機関を停止できるよう、各班の合図者に対し、不具合が生じたら直ちに報告するよう指示すべき注意義務があつた。しかるに、同人は、慣れた作業なので改めて指示するまでもないと思い、各班の合図者に対し、不具合が生じたら直ちに報告するよう指示しなかった職務上の過失により、補助索がワイヤから外れないまま機関を後進にかけ、ワイヤと浮子の間に挟まっていた同索が引かれ、甲板上にコイルしていた補助索が、勢いよ

く舷外に延出して a 2 指定海難関係人の左足に絡まり、ボラードに引き寄せて左足を締め付ける事態を招き、同人に左足関節外傷性切断等を負わせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 1 月 9 日

広島地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人

審判官 丸 田 稔

審判長審判官鈴木勲は、差し支えにつき署名押印することができない。

審判官 濱 田 真 人